

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和6年第4回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年11月18日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の概要

雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえ、及び国家公務員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当について改正する議案

- ① 就業促進手当に相当する退職手当について、安定した職業に就いた者に対して支給する。
- ② 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給する。
- ③ その他所要の改正を行う。
- ④ 施行期日：令和7年4月1日から施行する。ただし、③は公布の日から施行する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、雇用保険法の改正を踏まえ、国家公務員との均衡を図ること等から改正するものであることから、異議がない旨を回答した。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

雇用保険法の一部が改正され、就業促進手当が安定した職業に就いた者に限り支給されることとなったことを踏まえ、及び国家公務員の退職手当との均衡を図るため、失業者の退職手当の支給対象者に係る規定を整備する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 就業促進手当に相当する退職手当について、安定した職業に就いた者に対して支給する。
- 2 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定した地域内に居住している特定退職者に対する失業者の退職手当の支給日数を延長する暫定措置について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで支給する。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、3は公布の日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

就業促進手当に相当する退職手当(第12条第11項第4号)

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)の成立に伴い、令和7年4月1日から、雇用保険法第56条の3で定める就業促進手当のうち、受給資格者が**職業**に就いた場合であって、一定の要件を満たしたときに支給される**就業手当**が廃止され、就業促進手当は**安定した職業**(1年超の雇用見込みのある職業等)に就いた場合であって、一定の要件を満たしたときに支給されることとされた。

これに伴い、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の一部が改正され、国家公務員の退職手当についても、同様の措置が講じられることとされた。

これらを踏まえ、条例で定める就業促進手当に相当する退職手当について、**安定した職業**に就いた者に対して支給する旨、条例の一部を改正する必要がある。

【参考】雇用保険法における**現行**の主な就業促進手当の概要

(出典:厚生労働省)

	就業手当	再就職手当	就業促進定着手当
概要	受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給(再就職手当の対象とする就職を除く。)	受給資格者が 安定した職業 (1年超の雇用見込みのある職業等)に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給	基本手当受給者が早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給
給付	基本手当日額の30%相当額	支給残日数の 60% (支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は 70%)に基本手当日額を乗じた額の一時金	(離職前の賃金日額-再就職後の賃金日額に相当する額)に再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数を乗じて得た額の一時金 ※基本手当支給残日数の 40%相当額 (再就職手当として支給残日数の70%が支給された場合は、 30%相当額)が上限
受給者数 (令和4年度)	3,486人	359,734人	92,546人